

F A O／WHO 合同食品規格計画

第 8 回乳・乳製品部会

日時：2008 年 2 月 4 日（月）～8 日（金）
 場所：クイーンズタウン（ニュージーランド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会及び特別部会からの付託事項
3	コーデックス規格案及び関連文書案（ステップ 7）
a)	乳・乳製品の輸出証明書モデル案
4	コーデックス規格原案及び関連文書原案（ステップ 4）
a)	複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案
b)	プロセスチーズの規格原案
c)	クリーム・調整クリーム規格の添加物リスト修正原案
5	発酵乳規格（フレーバー発酵乳）における食品添加物リスト
6	有意な測定誤差が存在する際の乳製品のサンプリング計画に関する討議文書
7	その他の事項及び今後の作業
a)	乳・乳製品の分析・サンプリング法
8	次回会合の日程及び開催地
9	レポートの採択

※標記会合に先立ち、2008 年 2 月 3 日（日）に「乳・乳製品の輸出証明書モデル案に関する作業部会」が開催された。

第8回乳・乳製品部会(CCMMP)概要

1. 開催日及び開催場所

2008年2月4日(月)～2月8日(金)

クイーンズタウン(ニュージーランド)

2. 参加国及び国際機関

35加盟国、1加盟機関(EC)、3国際機関が参加、参加者総数は123名

3. 我が国からの出席者

農林水産省 生産局畜産部 牛乳乳製品課 課長補佐	小坪 清子
厚生労働省 医薬食品局食品安全部 基準審査課 専門官	江島 裕一郎
農林水産省 消費・安全局 国際基準課 課長補佐	宮廻 昌弘
テクニカルアドバイザー	
国際酪農連盟日本国内委員会	小出 薫
国際酪農連盟日本国内委員会	菅沼 修
日本食品衛生協会	石田 洋一
日本食品衛生協会	大内 一則

4. 主要議題の概要

議題 3a 乳・乳製品の輸出証明書モデル案

本会合前日に開催された作業部会において、食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)からのコメント及びその他のコメントについて検討がなされた上で修正案が作成され、本修正案が本会合で検討された。

CCFICSからのコメントについては、ほぼそのまま受け入れられたが、「封印番号、公的印章及び署名」については、封印番号や公的印章は利用できないこともあるため、他の手法も利用できる内容の方が望ましいとの理由で、「署名及び安全性を確保するための適切な手段」と変更された。

この他、主に以下の点が修正された。

- 「乳・乳製品のあて先」に関する文書中に、輸送中にあて先国や輸入業者が変わった場合に、追加情報の提供を可能とする内容の文章が追加された。
- 「証明」に関する文書で、原案では、輸出品が「輸出国」の衛生規定に適合していることを証明すべきとなっていたが、インドから「輸入国」の衛生規定に適合していることを証明すべきとの意見が出された。このため、「輸出国と輸入国とが合意した国」の衛生規定に適合していることを証明すべきとし、輸入国の規定に適合し

ていることが求められる場合は、輸入国は輸出国に両国で合意された言語で詳細で完全な文書によりその規定を提供すべきとの文書が追加された。

この結果、本モデル案は、ステップ8での最終採択に諮るため、第31回総会に提出することが合意された。

議題 4a 複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案

電子作業部会が作成した原案について議論がなされ、主に以下の修正がなされた。

- 発酵乳の最小含量については、我が国を含む多くの国が、本規格に該当する商品の大部分が発酵乳40～50%であるとのIDF（国際酪農連盟）の調査結果を踏まえ40%を主張したが、7カ国（アルゼンチン、ウルグアイ、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、ブラジル等）が、50%を主張した。このため、合意に至らず括弧付きで[40]%とされた。
- 使用できる原材料に、乳清が追加された。
- 発酵乳との区別を明確にするため、タイトルを「発酵乳を基にした飲料(drinks based on fermented milk)」と修正された。

この他いくつかの修正を加えた上で、ステップ5での予備採択に諮るため、本原案を第31回総会に提出することが合意された。また、次回会合の前にインドネシアを座長とした物理的作業部会を開催し検討することとされた。

議題 4b プロセスチーズの規格原案

物理的作業部会（座長：ニュージーランド）で作成された原案について議論を行ったが、原料中のチーズの使用割合について、記述が複雑すぎる（EC）、高いチーズ含量とすべき（日本、スイス、オーストリア等）等の意見が出された。また、ゼラチン、デンプン及び安定剤の使用の可否、個別チーズ名付きプロセスチーズ中の個別チーズの最小含量、固形分中乳脂肪の上限値などについても合意されなかった。このため、原案についての議論を中断し、本作業を中止すべきか継続すべきかの議論が行われた。作業中断は、米国が支持したが、その他の国は支持しなかったため、作業を継続することとされた。

作業の進め方について議論を行った結果、本原案をステップ2に差し戻し、原案を修正するために物理的作業部会（座長：ニュージーランド、フランス）を2009年初旬に開催することが合意された。また、物理的作業部会の原案作成を補助するため、生産量、貿易量、安定剤の使用状況などの情報を各国が提供することとされた。さらに、次回会合の直前に、再度、物理的作業部会（座長：ニュージーランド、フランス）を開催することが合意された。

議題5 発酵乳規格（フレーバー発酵乳）における食品添加物リスト

使用可能な添加物のリストについて、会議期間中に行われた作業部会が作成した修正案に基づいて検討が行われた結果、コーデックス食品添加物一般規格 (GSFA) の表3（適正製造規範（GMP）の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）に収載されている食品添加物については基本的に使用可能とされ、また、議題4aのDrink Based on Fermented Milkの欄を加える修正がなされた。発酵乳の添加物リストは、CCFAの承認を求めることとされた。

議題6 有意な測定誤差が存在する際の乳製品のサンプリング計画に関する討議文書

ニュージーランドから電子作業部会の検討結果の報告があり、ガイドライン作成の提案がなされた。これに対し、提案内容が非常に幅広く漠然としているので対象を絞り具体的な内容を明示すべき、また、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に対し助言を求めるべき（日本）、乳・乳製品だけの問題ではないので全般的な問題としてとらえるべき（カナダ、ニュージーランド、米国）などの発言があった。これらの発言を踏まえ、本件については全般的な問題として CCMAS で対応できないか、CCMAS に対し意見を求めることとされた。

(参考)

乳・乳製品部会（CCMMP）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
輸出証明書ガイドラインの付属文書原案	8	・ 第 31 回総会
クリーム・調整クリーム規格の食品添加物リスト修正原案	5/8	・ 第 40 回食品添加物部会 ・ 第 31 回総会
発酵乳飲料規定に関する発酵乳規格の修正原案	5	・ 第 40 回食品添加物部会 ・ 第 31 回総会 ・ 規格案について各国コメント ・ 物理的作業部会[座長：インドネシア] ・ 第 9 回 CCMMP（規格案検討）
プロセスチーズ規格原案	2	・ 生産量等について各国が情報提供 ・ 物理的作業部会[座長：FR 及び NZ]（規格原案作成） ・ 原案について各国コメント ・ 物理的作業部会[座長：FR 及び NZ] ・ 第 9 回 CCMMP（規格原案検討）
発酵乳規格における食品添加物リスト		・ 第 40 回食品添加物部会 ・ 第 31 回総会
乳・乳製品規格に必要な分析 ・ サンプルング法 ①作成中の規格に必要な分析 ・ サンプルング法 ②既存規格中の分析・サンプルング法の更新	-	・ 各国コメント ・ IDF/ISO 作業部会 ・ 第 9 回 CCMMP